

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

島本町長 川 口 裕

2013年度自治体キャラバン行動・要望書について(回答)

貴職におかれましては、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、町政各般にわたりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、平成 25 年 6 月 4 日付けでご要望いただきました件につきまして、下記のとおり回答いたします。
今後とも、本町福祉行政の推進に一層のご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 国民健康保険・救急医療について

No.	項目	回答内容	担当
①	[国保] 保険料	一般会計からの繰入を行い、国民健康保険被保険者の保険料抑制を行うことについては、公平性の観点から他の保険制度に加入されている多くの住民の理解が得られず、調整交付金のペナルティがあることから実施は困難と考えます。 また、条例減免については、現在の条例・要綱等により、ご要望のあった方々に対し、ご理解の得られる対応ができるものと考えています。 なお、減免制度については、被保険者への通知及びホームページへの掲載により周知を図っています。	住民課
②	[国保] 滞納者への保 険証発行等	本町では、資格証明証の積極的な発行はしていません。被保険者証更新時には全ての被保険者へ通知を行い、申し出の都度、被保険者の現状に則した対応を行っています。また、短期保険証の高校生以下の方については、留め置くことなく、年間証で交付済みです。	
③	[国保] 滞納処分	滞納処分については、財産調査を行う前に、窓口での納付相談により生活状況の把握に努めており、保険料滞納がやむを得ないとは認められない悪質滞納者と判断した世帯について、処分を行っていく方針です。滞納処分を即時で行うことはなく、事前の通知等でさらなる面談の機会を設けています。	
④	[国保] 担当者変更時 の対応	担当者変更に伴う引き継ぎについては、事務処理及び関係通知の周知を係員に行っています。	
⑤	[国保] 生活保護担当 との連携	納付相談等に生活困窮の状況を把握し、状況に応じて、生活保護担当と適宜連携しています。	
⑥	[国保] 運営協議会の 公開等	島本町国民健康保険運営協議会の会議の公開に関する要綱第 2 条に基づき、原則公開としています。 資料・議事録等のホームページ掲載はしていませんが、役場 1 階文化・情報コーナーにおいて閲覧できるようにしています。	

No.	項目	回答内容	担当
⑦	[国保] 共同安定化事業	共同安定化事業については、本町も拠出増となっており、その算定方法の見直しについて、大阪府に要望しています。	住民課
⑧	[国保] 福祉医療助成 ペナルティ分	福祉医療助成に対するペナルティ分については、従前より国に対して要望しており、一般会計からの繰入により対応しています。	
⑨	救急医療 の充実	救急医療体制については、近隣市町や医師会等の関係機関、防災・消防等の庁内関係部局と連携し、夜間休日や災害時の体制整備に努めてまいります。 なお、初期・二次・三次の救急医療体制の整備については、3市1町(高槻市・茨木市・摂津市・島本町)で広域的な取組みを行っています。	健康福祉事業室

2.健診について

No.	項目	回答内容	担当
①	特定健診	本町の特定健診では、国基準以外の検査項目(総コレステロールとクレアチニン)を行っており、費用は無料となっています。また、その他の疾病についても、無料で実施しているがん検診により対応しています。	住民課
②	がん検診	被保険者の疾病予防・早期発見の観点から、特定健診及び本町が実施しているがん検診については、従前から、国保加入者の方には負担金補助を行い、無料で実施しています。	
③	人間ドック 助成	被保険者の疾病予防・早期発見の観点から、特定健診のみならず30歳代健診、がん検診を無料で実施しており、受診の機会は確保できていることから、人間ドック助成は行っていません。	
④	日曜健診 出張健診	平日受診の困難な被保険者に対し、特定健診の受診機会を増やすため、休日出張健診を行っています。	

3.介護保険について

No.	項目	回答内容	担当
①	保険料の引き 下げ・軽減	介護保険料については、介護保険事業計画に基づき適正に設定しています。また、一般会計からの法定外の繰り入れは行っていません。 なお、本町の保険料率は、平成24年度から低所得者に配慮した10段階としており、一定の負担軽減が図られているものと考えます。	高齢福祉課
②	国庫負担割合 の引き上げ	国庫負担割合の引き上げについては、府内町村と連携し、大阪府を通じ国への働きかけを行っています。	
③	介護予防生活 支援総合事業	第5期介護保険事業計画では介護予防生活支援総合事業の導入予定はありませんが、第6期計画においては、他市町村との情報交換を密にして検討してまいります。	
④	低所得者の 利用料軽減	国庫負担による低所得者の利用料軽減については、府内町村と連携して国への要望を行っています。	
⑤	施設・居住系 サービスの拡 充等	施設整備については、介護保険事業計画に基づき適切に整備を行います。 サービス付き高齢者向け住宅については、大阪府、府内他市町村と情報共有に努めており、悪質なものについては適切に対応してまいります。	
⑥	ローカルル ールによる制限	原則として法令通知、大阪府Q&Aに沿った対応を行っていますが、独自の判断が必要な場合には、適切な判断のもと事務を行っています。	
⑦	監査・指導	監査指導については、担当者を配置し、適切に事業所の育成、利用者へのケアを行えるように指導してまいります。	

No.	項目	回答内容	担当
⑧	ケアプラン チェック	ケアプランチェックについては、利用者の視点に立ったケアマネジャー育成を目指すとともに、適切なサービスが行われているかをチェックしてまいります。	高齢福祉課
⑨	非課税世帯の 利用者負担無 料化	利用者負担減免については、実施している他市町村が少数であることから、今後の動向を見据え、慎重に検討してまいります。	

4. 生活保護について

No.	項目	回答内容	担当
①	ケースワーカーの 配置・研修等	ケースワーカーについては、有資格者を国の基準どおりに配置できるよう人事担当部局に要請しています。また、全国研修会や北摂ブロックの研究会に参加するなど、資質向上に努めているところです。 なお、申請権の侵害等はありません。	福祉保健課
②	申請権の保障	生活保護申請については、本人の意思を尊重するとともに、しおりの中でまず権利について明記しています。	
③	申請時の助 言・指導、就労 支援	申請時に違法な助言・指導はしていません。また、受給中の助言・指導については、福祉事務所内での検討・方針決定を踏まえて適切に対処しています。 なお、本町のような小規模自治体では、自治体で仕事の間を提供することは困難であると考えています。	
④	移送費	通院や就職活動にかかる移送費等、必要と認められる費用については支給しています。	
⑤	医療扶助	医療機関の受診については、申請者が希望した場合に病院提示用の受給証明書を発行しており、医療証の代替になると考えています。また、受診医療機関及び嘱託医が必要と認めた医療について、すべて医療券を発行しています。	
⑥	自動車保有	受給者の自動車保有は原則としては認められませんが、障害や傷病など個々のケースの状況を踏まえて判断してまいります。	
⑦	警察OB配置、 適正化ホットラ イン等	現在のところ、警察官OBの配置や、「適正化」ホットライン等を実施する予定はありません。	

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

No.	項目	回答内容	担当
①	乳幼児医療	乳幼児医療費助成制度については、本年6月議会に拡充に係る条例改正案及び補正予算案を上程しています。拡充後においては、本年10月から、所得制限を撤廃するとともに、小学1年～6年生に対する入院費助成を開始する予定です。 なお、一部自己負担額については、府基準と同じく、1医療機関当たり1回500円(1医療機関につき月2回限度。月2,500円超の負担額は還付)を適用しており、現在のところ見直しの予定はありません。	福祉保健課
②	妊婦健診	妊婦健康診査の公費負担については、本年6月議会に拡充に係る補正予算案を上程しています。拡充後においては、1人当たり助成限度額は14回・57,960円から、14回・90,000円となる予定です。	健康福祉事業室

No.	項目	回答内容	担当
③	就学援助	<p>就学援助の適用条件は、生活保護法で定める基準額の1.5倍としており、手続きは年間を通じて教育委員会事務局で行っています。また、第1回支給月については、資料となる前年の所得証明等が6月以降に決定されることから支給は6月以降となりますが、できる限り早く支給ができるよう努力してまいります。</p> <p>なお、来年度については、現時点でどのように取り扱うかは未定ですが、近隣他市町の動向を注視するとともに、町の財政状況を踏まえながら、事務を進めてまいります。また、補助単価の拡充が図られるよう、国・府へ要望してまいります。</p>	学校教育課
④	新婚家賃補助・子育て世代家賃補助	<p>「新婚家賃補助」及び「子育て世代家賃補助」については、自治体における定住促進に一定の効果があるものと認識しています。ご要望の施策については、既に不動産物件をお持ちの方、今後購入される方等との公平性も勘案しつつ、近隣自治体の動向について情報の収集を進めてまいります。</p>	子ども支援課